

平成30年2月19日
総務局 人事管理部
人事課長 西村 和修
06(6489)6177

職員の通勤時における死亡事故に伴う懲戒処分について

1 被処分者及び処分内容

都市整備局 自動車運転手 停職5日

(地方公務員法第29条第1項第1号)

2 処分年月日

平成30年2月19日(月)

3 処分の概要

被処分者は平成29年6月1日、勤務地から普通自動二輪車で市内にある自宅へ帰宅途中に、自転車を運転して横断してきた女性(当時74歳)と衝突し、同女性に傷害を負わせ、6月3日に死亡させた。同年12月22日には略式起訴され、20万円の罰金刑に処せられている。

こうした行為は、地方公務員として遵守すべき法令違反であり、本市及び本市の職員全体の信用を著しく失墜させる行為であるため、地方公務員法第29条第1項第1号の規定に基づき、懲戒処分として停職5日とした。

以上